

第488回（定例）福崎町議会会議録

令和2年3月10日（火）
午前9時30分開会

1. 令和2年3月10日、第488回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	河嶋重一郎	9番	柴田幹夫
2番	松岡秀人	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦
8番	竹本繁夫		

1. 欠席議員 1名

3番 三輪一朝

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

1. 説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教育長	高寄十郎	公営企業管理者	福永聡
技監	吉栖雅人	会計管理者	小幡伸一
総務課長	山下健介	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	尾崎俊也	地域振興課長	松田清彦
住民生活課長	谷岡周和	健康福祉課長	三木雅人
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	成田邦造	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	大塚久典		

1. 議事日程

第1 諸報告

第2 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

第3 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（エルデホール空調設備改修工事）

第4 議案第1号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について

第5 議案第2号 福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

第6 議案第3号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について

第7 議案第4号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について

第8 議案第5号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第9 議案第6号 福崎町犯罪被害者等支援条例の制定について

第 1 0	議案第 7 号	福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 8 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 9 号	使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 1 0 号	福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）について
第 1 4	議案第 1 1 号	福崎町第 2 期子ども・子育て支援事業計画について
第 1 5	議案第 1 2 号	令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号）について
第 1 6	議案第 1 3 号	令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 7	議案第 1 4 号	令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 1 8	議案第 1 5 号	令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
第 1 9	議案第 1 6 号	令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 0	議案第 1 7 号	令和 2 年度福崎町一般会計予算について
第 2 1	議案第 1 8 号	令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 2	議案第 1 9 号	令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 3	議案第 2 0 号	令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 2 4	議案第 2 1 号	令和 2 年度福崎町水道事業会計予算について
第 2 5	議案第 2 2 号	令和 2 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 2 6	議案第 2 3 号	令和 2 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 2 7	議案第 2 4 号	令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計予算について
第 2 8	議案第 2 5 号	福崎町道路線の廃止及び認定について

1. 本日の会議に付した事件

第 1	諸報告	
第 2	報告第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 3	報告第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について（エルデホール空調設備改修工事）
第 4	議案第 1 号	市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について
第 5	議案第 2 号	福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 3 号	福崎町町税条例等の一部を改正する条例について
第 7	議案第 4 号	福崎町消防団条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 5 号	福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 6 号	福崎町犯罪被害者等支援条例の制定について
第 1 0	議案第 7 号	福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 8 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 9 号	使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 1 0 号	福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）について

第 1 4	議案第 1 1 号	福崎町第 2 期子ども・子育て支援事業計画について
第 1 5	議案第 1 2 号	令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号）について
第 1 6	議案第 1 3 号	令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 7	議案第 1 4 号	令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 1 8	議案第 1 5 号	令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
第 1 9	議案第 1 6 号	令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 0	議案第 1 7 号	令和 2 年度福崎町一般会計予算について
第 2 1	議案第 1 8 号	令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 2	議案第 1 9 号	令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 3	議案第 2 0 号	令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 2 4	議案第 2 1 号	令和 2 年度福崎町水道事業会計予算について
第 2 5	議案第 2 2 号	令和 2 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 2 6	議案第 2 3 号	令和 2 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 2 7	議案第 2 4 号	令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計予算について
第 2 8	議案第 2 5 号	福崎町道路線の廃止及び認定について

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 13 名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に三輪議員から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

最初に、3 月 6 日の本会議 1 日目の冒頭、私の挨拶で新型コロナウイルス感染症に関するお願いをさせていただきました。その中で、議会のライブ中継モニターでの視聴について、役場 1 階ロビー、文化センター、八千種研修センターでできる旨をお話ししました。しかし、文化センターと八千種研修センターについては、理事者のほうで 3 月 6 日から閉館の対応をとられているとのことであります。したがって、現在、ライブ中継モニターでの視聴は役場 1 階ロビーの 1 カ所となっておりますので、変更させていただきます。

また、3 月 6 日本会議 1 日目の散会後に、理事者側から新型コロナウイルス感染症の状況報告を受け、議会として今定例会の運営についての検討をし、決定した 21 日間の会期内で日程の変更を行うこととし、既に皆様に配付させていただいているところですので、よろしくお願いします。

日程第 1 諸報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります
日程第 1 は、諸報告であります。
12 月 19 日の第 487 回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

1月12日、田原小学校において、福崎町消防団出初式が開催され、議長ほか各議員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。

同じく1月12日、シロトピア記念公園において、姫路市消防出初式が開催され、副議長が出席いたしました。

1月13日、文化センターにおいて、令和2年成人式が行われ、議長ほか各議員が出席し、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。

1月14日、播磨地方拠点都市地域市町議会協議会が岡山県高梁市図書館を視察し、議長が出席いたしました。

1月17日、HAT神戸において、1・17のつどい阪神・淡路大震災25年追悼式典が開催され、議長が出席いたしました。

2月1日、商工会館において、もち麦フォーラムが開催され、議長が出席いたしました。

2月21日、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにおいて、西播磨市町議長会・播磨地方拠点都市地域市町議会協議会合同講演会が開催され、副議長が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び地方自治法改正により監査委員が定め公表することとされた監査基準が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、議案第25号、福崎町道路線の廃止及び認定についてまでの27件を議題といたします。これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆様、おはようございます。

第488回福崎町議会の開会に当たりましては、福崎町で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたことを受け、議会の日程を変更していただくなど配慮をしていただき、お礼を申し上げます。

その後の経過は、姫路市でも大阪のライブハウスを訪れた人や病院勤務の看護師に感染者が出るなど、予断を許さない状況であります。兵庫県内の感染者は日々増加しており、終息までにはまだまだ日数を要するのではないかと感じています。

さて、今議会に提案する予算は、私が町長として提案する初めての予算でありますので、改めて所信を述べさせていただきます。

私は昨年3月に策定した第5次総合計画後期基本計画に基づいてまちづくりを進めています。そして、総合計画の基本理念は、自立（律）のまちづくりを基本に参画と協働により調和のとれたまちづくりを進めることとあります。そのためにも公平・公正な町政を進めます。そのことが住民の皆様から信頼される行政につながると思うからであります。

令和2年度の重点施策、第1点目は、安全・安心のまちづくりです。町の最も大事な仕事の一つは住民の安全・安心を守ることとあります。初日の挨拶で、今年の冬は暖かったという話をしましたが、気候変動の影響で地球の気温は毎年上がっています。台風は大型化し、集中豪雨が頻繁に発生するようになりました。

昨年まで2年間、前町長と私は兵庫県治水防災協会の会長として、県とともに国に対し、防災・減災、国土強靱化の予算要望を行ってまいりました。その効果もあったのではと思っておりますが、福崎町における令和元年度公共下水道雨水幹線工事に係る要望は満額で採択されました。加えて、県は令和2年度に七種川の土砂撤去に取り組んでいただけることとなり、今まで以上に県河川の安全性を高めることができるのではないかと期待をしているところであります。

2点目は、子育てがしやすいまちづくりです。子育て世代から多くいただく要望の一つに公園の整備があります。図書館東側の浄化センターの中に修景施設がありますが、利用度が高くありません。この修景施設を活用し、遊具を備えた児童公園的な施設となるよう、年次計画の中で再整備を進めてまいります。図書館、さるびあドーム、児童公園と、子どもから高齢者まで、皆さんにご利用いただけるような施設としたいと考えております。

3点目は、福崎駅周辺整備完成後についてです。駅周辺整備は一段落はしましたが、福崎町の発展、飛躍は、駅へのアクセス道路の充実が重要であると考えています。県道甘地福崎線の北進については、県事業ではありますが、県と一体となって全力で促進してまいります。町道福崎駅田原線の延伸については、令和2年度中に都市計画を見直し、早期の事業採択に向けて努力をしてまいります。駅前町有地の商業施設誘致については、現在、ドラッグストア「ウエルシア」から進出の申し出を受け、今年の10月オープンに向けて協議中です。

4点目は、地方創生です。少子高齢化、人口減少社会に対応するための第1期の総合戦略期間が終了し、第2期目の計画を提案させていただいています。今回の計画では合計特殊出生率の目標を1.8としていますが、この出生率であっても人口は自然減となります。今後は交流人口、関係人口という視点から、何かしら福崎町に関心と関係を持っていただく、そういった人たちを増やしていく取り組みを進めてまいります。

一般会計の予算総額は、福崎駅周辺整備事業という福崎町にとっての大事業が完了したところですが、継続して進めている橋梁や学校施設の長寿命化事業などにより、82億8,000万円と積極的予算となっています。

特別会計の国民健康保険事業では、兵庫県が財政運営の責任主体となる大きな制度改正から3年目となり、町においては資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業など、地域に密着した事業に取り組みます。被保険者数は減少傾向にありますが、引き続き国による財政支援を受けながら、県から示された標準保険料率及び事業費納付金額を参考に、基金活用も含め、税負担の増加をできる限り抑えるよう考慮した税率設定に努めます。

後期高齢者医療事業では、兵庫県後期高齢者医療広域連合において2年に一度の保険料改定が行われ、令和2年度、3年度の保険料率が決定しました。高齢者に係る医療保険制度については、段階的な見直しが実施されており、被保険者の負担にも大きくかわることから、正確な情報提供、わかりやすい広報に努めてまいります。

介護保険事業では、低所得者保険料軽減強化の完全実施を行います。また、令和3年度から5年度まで3年間の第8期事業計画を策定する年となります。アンケート結果とともに、制度改正等、国の動向を参考にしながら策定します。加えて、地域包括ケアシステム構築に向け、引き続き高齢者の自立支援や重度化防止等を進めるため、保険者機能強化に取り組みます。

水道事業では、本年度から水道施設の運転管理業務を管理能力や技術力を有する民間の専門的な事業者へ委託し、安全・安心な水の安定供給に努めてまいりま

す。

下水道事業では、内水対策として川すそ雨水幹線の整備をさらに上流部へと延伸するとともに、福田地区周辺の浸水対策として直谷第2雨水幹線の整備に着手します。

福崎町東部工業団地造成事業では、造成工事に着手し、年度内の完成を目指します。完成後は早期に2区画を分譲し、地域経済の振興や地域雇用の創出に努めてまいります。

各会計における公共事業の入札に当たっては、昨今の人件費や建設資材の高騰などによる下請業者へのしわ寄せや工事の品質低下が懸念されるため、4月から最低制限価格の基準をさらに見直し、国や県と同等の設定基準とします。

なお、神崎郡の次期ごみ処理施設の候補地の選定につきましては、令和10年度からの運用開始を目指し、慎重に進めています。

歳出における第5次総合計画の政策の柱ごとの主な事業は、次のとおりであります。

第1の柱、地域づくり（参画と協働）では、自治会における自立（律）のまちづくり交付金事業を継続します。庁舎のバリアフリー化の一環として、エレベーター設置の調査・検討を行います。また、老朽化した議場システム、音響設備、映像設備を更新します。人権教育振興においては、男女共同参画基本計画の中間見直しを行います。

第2の柱、教育・文化（ひとづくり）では、就学前教育・保育事業を公立4カ所、私立2カ所の認定こども園で実施するとともに、病児保育事業を神崎郡3町で実施します。学校施設長寿命化計画に基づき、福崎小学校北校舎の長寿命化改良工事を実施します。また、給食共同調理センターでは空調設備の改修工事、三木家住宅では展示兼収蔵庫の整備工事を実施します。地域文化財総合活用事業として、文化財保存活用地域計画の策定に着手します。

第3の柱、生活・環境（安全）では、防災減災事業として、防災重点ため池100カ所について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげるため、ため池ハザードマップを作成します。また、御親池（西大貫）、徳ヶ畑上池（板坂）は、ため池廃止に係る調査測量設計を行い、三谷池は引き続き改修工事を進めます。避難行動要支援者に確実に災害情報を伝達するため、防災行政無線を改修し、戸別受信機を整備します。

第4の柱、健康・医療・福祉（安心）では、巡回バスの見直しを行い、さらなるサービス強化、利便性の強化を図ります。食育推進事業では、食育推進・健康増進計画を見直し、障害福祉においては、障がい者プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画をあわせて見直しを行います。東京パラリンピック開催に合わせ、聖火フェスティバル事業を実施します。

第5の柱、産業振興（活力）では、高岡・福田地区の県営ほ場整備事業を進め、山崎地区においては、ほ場整備事業の実施検討に向けた調査業務を実施します。商工・観光では、駅前・辻川の観光交流センター等において、町民及び来訪者との交流促進と地域活性化を図るため、指定管理者との連携を密にして管理運営に取り組みます。また、観光アプリの導入や、新たな企画として妖怪ベンチグランプリを開催します。

第6の柱、まちの基盤（利便・快適）では、県道甘地福崎線の整備を促進します。橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、7橋の補修及び1橋の撤去を行います。また、福崎町・姫路市連携コミュニティバスの運行社会実験を継続します。水道施設の強靱化を図るため、老朽化した水道管の更新や配水池の改修工事を進めま

す。また、下水道事業では、福崎浄化センターの主要機器は標準耐用年数を超過もしくは間もなく迎える状況であり、経年的な老朽化が見られるため、施設の延命化を図る更新工事を計画的に進めます。

令和２年度に取り組む各課の主な事業は次のとおりであります。

総務課につきましては、非常勤職員を新たに会計年度任用職員として任用します。この制度により非常勤職員を中心に職員の待遇改善を実施し、より働きやすい環境整備に努めます。職員のモチベーションを上げるため、人事評価に基づく給与等への反映をより一層推進します。また、会計年度任用職員についても能力評価を実施し、次期更新時にその評価を参考とします。情報公開や公文書管理の一層の推進を図るため、文書管理システムや公開羅針盤システムを刷新し、より機動性の高い新システムに入れかえます。友好都市岩手県遠野市との交流事業については、遠野市の産業まつり及び福崎秋まつりにおいて、それぞれの特産物の販売を行い、文化、教育、観光など絶えない交流を継続し、友好のきずなを深めていきます。

企画財政課につきましては、行政改革は、第５次行政改革大綱実施計画推進期間の最終年度となります。実施計画の総仕上げとともに、新たな行政改革大綱実施計画の策定に取り組みます。健全な財政運営では、地方債の償還の増加により、しばらく厳しい財政状況が続くものと予想されますが、中長期的な見通しを念頭に置きながら、歳出削減、投資的経費の抑制により地方債の発行を抑制するなど安定的な財政運営に努めます。また、住民基本台帳システムなどの基幹システム及び財務会計システムの更新を進めてまいります。

税務課につきましては、国税徴収法、地方税法、町税条例及び債権管理条例などに基づき、適正な滞納整理、債権管理を行うことにより、徴収率の一層の向上を目指します。納税環境の整備の一環として、令和３年度からのコンビニエンスストアでの納付に対応するため見直しを行う各税の納期について、広報誌やホームページなどによる周知に取り組みます。

地域振興課につきましては、新たに観光交流室を設置し、庁内関係各課並びに関係機関との連携強化を図り、観光振興による地域の活性化に取り組んでまいります。消費生活では、町民の皆さんが安心して暮らせるよう、消費生活相談の充実を図るとともに、積極的に出前講座にも出向き、消費者被害の防止に取り組めます。

住民生活課につきましては、個人番号カードの取得促進を図るため、写真撮影の無料サービスや休日の個人番号カード申請受付を行います。通学路の安全性の向上や防犯対策として防犯灯を設置するほか、凍結防止ミラーの設置や通学路にグリーンベルトを設置するなど、児童生徒の通学の安全確保に努めます。ごみ処理については、水銀使用廃棄物の分別を推進するため、昨年度に引き続き蛍光灯、水銀体温計、乾電池の分別収集を実施します。また、小型家電に含まれている有用な金属の再資源化を図るため、回収ボックスを設置し、拠点回収方式による小型家電の回収も行います。

健康福祉課につきましては、障害者の自立と社会参加を促進するための第３次障がい者プラン及び第６期障がい福祉計画、第２期障がい児福祉計画を令和３年度を初年度とし策定します。第２次食育推進・健康増進計画の５年目に当たり、それぞれの事業評価を行うとともに、第３次食育推進計画、健康増進計画、第２次自殺対策計画を策定します。文珠荘においては、かねてから要望がありました和洋兼用机及び椅子を購入し、利用者、高齢者等の身体面の負担軽減を図るとともに、利用促進につなげます。食育推進事業では、各地区公民館で「出張！健康

食堂」を開催し、地域の皆さんが集まりともに食事をする機会を提供するとともに、災害時等に生かせる防災食の作り方を伝えます。成人保健事業では、受診日の見直しを行い、受診率の向上を図ります。また、健康づくりポイントカードの内容をリニューアルし、さらなる利用拡大を目指します。

農林振興課につきましては、農業委員会では、許認可業務のほか、農地利用最適化推進業務を通じ、耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積を進めます。各集落において、５年後、１０年後の地域の農業がどうあるべきか、地域の皆様で考え、取り組んでいただく人・農地プランの策定をさらに推進します。特産もち麦の生産性向上、高品質化、新商品開発、販売促進等を進めます。

まちづくり課につきましては、道路整備は、各集落内の道路の改修や通行に支障を来す危険箇所の解消に向けて整備を進めていきます。西光寺玉屋線や中島八幡線の舗装修繕を行います。また、道路照明のＬＥＤ化、信号への地名表示などにも計画的に取り組めます。住民の憩いの場となる公園の適正な管理に努め、宮の丘公園のグラウンド整備や駅前児童公園の日よけ施設整備などを実施します。空き家対策については、空き家等情報バンクへの登録をＰＲし、空き家の利活用を図り、空き家等対策審議会を開催するなど、特定空き家に対し指導・助言を行ってまいります。

上下水道課につきましては、水道事業では、老朽化した東部工業団地配水池までの送水管更新や辻川山配水池の屋根、外壁などの改修工事を実施します。また、水道事業の強靱化の取り組みとして、八反田水管橋のかけかえに向けた耐震診断調査を実施します。下水道事業では、下水道ストックマネジメント計画に基づき、浄化センターの施設延命化に向けた更新工事を実施します。

学校教育課につきましては、文部科学省のＧＩＧＡスクール構想への対応を進めるため、小中学校の校内通信ネットワークを整備し、教育環境の充実を図ります。友好都市遠野市へ福崎町内小学生が訪問し、民俗学の父柳田國男を軸とした児童交流を引き続き実施します。

社会教育課につきましては、第４１回山桃忌は、柳田國男と「海上の道」をテーマに、講演会やシンポジウム、また、沖縄の民俗芸能を披露してもらい、柳田國男生誕の地福崎町を広く発信します。柳田國男・松岡家記念館では、松岡映丘生誕１４０年に向け、２回の画稿展を開催、また、資料調査・整理作業を進めます。野外活動センターでは、多目的広場の改修工事が完了しました。引き続き照明設備のＬＥＤ化に取り組み、安全・快適な施設管理に努めます。

続きまして、今議会提出議案の概要について説明をさせていただきます。

報告第１号、議会の委任による専決処分の報告については、年末特別警戒の巡回中、消防団員が起こした事故で、損害賠償の額を定め和解するため専決処分したので報告するものです。

報告第２号、議会の委任による専決処分の報告については、エルデホール空調設備改修工事について変更契約したため報告するものです。

議案第１号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任については、田崎正和氏を組合議員に選任することについて議会の同意を求めるものです。

議案第２号、福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、法律の改正に伴い、引用条項を改正し、あわせて文言整理を行うもので、公布の日から施行します。

議案第３号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例については、コンビニ収納に対応するため、町税を集合税方式から単税方式に変更し、あわせて納期等を改正するもので、令和３年４月１日から施行します。

議案第４号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例については、副分団長以下の団員報酬の改正を行うもので、令和２年４月１日から施行します。

議案第５号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、民法の一部改正に伴い、関係条項を改正し、あわせて文言整理を行うもので、令和２年４月１日から施行します。

議案第６号、福崎町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するため条例を制定するもので、令和２年４月１日から施行します。

議案第７号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例については、手当の支給要件等を明確にし、あわせて文言整理等を行うもので、令和２年４月１日から施行します。

議案第８号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、所得税法等の改正により、引用条項を改正し、あわせて文言整理を行うもので、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は平成３１年４月１日から適用します。

議案第９号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例については、ＪＲ福崎駅前東駐車場の駐車後の無料時間を改正するもので、公布の日から施行します。

議案第１０号、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第２期）については、福崎町の少子高齢、人口減少に対するとともに、地域性を生かし、将来にわたって活力ある町を維持するため、２期目の総合戦略を策定するもので、計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間です。

議案第１１号、福崎町第２期子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき２期目の事業計画を策定するもので、計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間です。

議案第１２号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第５号）についてから、議案第１６号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第２号）については、令和元年度の補正予算で、一般会計の歳出で主なものは、小中学校の通信ネットワーク整備事業やふるさと応援基金積立金の増、プレミアム付商品券事業やエルデホール空調設備改修の減などです。

議案第１７号、令和２年度福崎町一般会計補正予算についてから、議案第２４号、令和２年度福崎町工業団地造成事業会計予算については、令和２年度の当初予算で、一般会計では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８２億８，０００万円としています。主な事業については、予算に関する概要書に主要事業として、拡充、新設、行革などを明示しながら一覧表としていますので、ごらんください。

議案第２５号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき、各町道の廃止及び新たな認定について議会の議決を求めるものです。

以上、報告が２件、人事案件１件、条例関係で８件、予算案件で補正予算、当初予算合わせて１３件、その他の案件３件の全２７件となっています。

詳細説明は、副町長、担当課長が行いますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、所信表明といたします。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります、関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第２ 報告第１号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第２、報告第１号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 報告第１号、議会の委任による専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、令和２年２月１８日に専決処分を行ったので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告するものでございます。

報告第１号資料に事故発生現場の位置図、事故発生状況図をお示ししておりますので、ごらんいただけたらと思います。

事故の発生は、令和元年１２月３０日午後１０時ごろ、事故の発生場所は、福岡町東田原１８３番地先で、相手方は〇〇〇〇〇です。

事故の概要は、消防団加治谷分団の団員が年末特別警戒の夜間巡回中に消防ポンプ積載車で事故現場手前のカーブを右折しようとしたところ、側溝に左側の前輪及び後輪を脱輪させ、その際に相手方宅の塀を損傷させたものでございます。

損害賠償額は、損傷させた塀の修理に要する費用１９万３００円です。

以上、報告第１号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第３ 報告第２号 議会の委任による専決処分の報告について（エルデホール空調設備改修工事）

議長 日程第３、報告第２号、議会の委任による専決処分の報告について（エルデホール空調設備改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 報告第２号、議会の委任による専決処分の報告は、エルデホール空調設備改修工事についてです。

２月２０日、株式会社三冷社と工事請負の変更契約を締結しましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定によりご報告いたします。

変更前契約額に１９５万３，６００円を増額し、変更後の契約額を１億６，４４７万８，６００円としたものです。

報告第２号説明資料をごらんください。

右上に主な増減の内訳を記載しております。１点目は、イベントホール、事務室前廊下の配管更新、また、それに伴います壁、天井の復旧範囲の増に要したもので、２０９万円を増額しました。２点目は、今回の空調更新により不用となります地下オイルタンクにつき、当初撤去を予定しておりましたが、工事費の縮減、工期の短縮を目的とし取りやめ、６６万円を減額しました。３点目は、床暖房センサーの更新に係るもので、５２万３，６００円を増額しました。

工事は予定どおり３月２９日までに完了し、４月１日から開館する予定となっております。

以上、報告第２号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第４ 議案第１号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について

議長 日程第４、議案第１号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第 1 号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について、ご説明申し上げます。

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合は、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理するため、昭和 2 年 2 月に設置されたもので、市川町のほか、福崎町、姫路市、加西市で構成されています。組合議員の定数は 50 人です。

このうち、田原地区選挙区において、定数 12 名のうち 1 名の欠員が生じたため、11 月 12 日付で本組合管理者から後任の組合議員の選出について依頼がありました。これを受けて、田原地区に推薦を依頼した結果、田崎正和氏が推薦されましたので、組合議員として選任することについて同意を求めるものでございます。

田崎氏の住所は福崎町西田原 1107 番地、生年月日は昭和 31 年 1 月 10 日であります。

議案第 1 号資料として、本組合の概要を添付しておりますので、ご参照ください。

田崎氏は、識見高く、組合議員として適任者でありますので、同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 5 議案第 2 号 福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 5、議案第 2 号、福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総 務 課 長 議案第 2 号、福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されました。この法改正により、条例の引用条項等にずれ等が生じたため、文言等の整理をあわせ、改正するものでございます。

議案第 2 号資料をごらんください。

第 2 条第 4 項の改正は、「あらかじめ」の漢字が、常用漢字表にない読みが使用されているため、平仮名に改正をします。

第 6 条第 2 項の前項の改正は、法改正により法律の題名と条名が改正されたものです。法律の改正は同条第 1 項の正副 2 部の弁明書の提出を求めるとしていただきますので、インターネット等でその提出があった場合は正副 2 部の提出があったこととするとして、弁明書の取り扱いを明確にするためのものでございます。

第 8 条第 5 項の改正は、法令における漢字使用等について、通常は押印を用いることとされているために改正するものでございます。

この条例は公布の日から施行します。

以上、議案第 2 号の説明といたします。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 議案第 3 号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について

議 長 日程第 6、議案第 3 号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例についてを議

題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第 3 号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第 3 号資料 1 ページをごらんください。

近年、納税環境の整備の一環として、コンビニエンスストアから納税できるようにする自治体が増えてきています。周辺自治体でも次々と整備が進み、今では県下 41 市町中、本町を含む 4 町のみが未整備という状況になってきています。

コンビニ収納は、仕事の関係などから平日の昼間に納税することが困難な納税者や、遠方にお住まいで近隣に福崎町税を取り扱う金融機関がなく納税がしにくい納税者などから導入を要望する声が多くあります。このような声にお応えするため、令和 2 年度に予定している税基幹システムの入替えにあわせて、コンビニ収納システムを導入する予定です。

しかしながら、これには 1 点問題となることがあります。福崎町が古くから独自で行ってきた個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の 3 税の集合 10 期割の方法では、情報量が多過ぎてコンビニ収納用の納付書のバーコードに入りきらないため、対応ができないということです。コンビニ収納をしようとする、ほかの自治体と同じように 3 税それぞれ単独で別々に納税をしてもらうことが必要になります。

また、個人住民税、固定資産税では、同時に現在の 10 期割の納期割を地方税法に準拠した 4 期割に変更します。これは、全国的にもほとんどの自治体が採用する標準的な納期となります。

一方、国民健康保険税は 9 期割に変更します。今まで 6 月から始まる国民健康保険税や介護保険料と、7 月から始まる後期高齢者医療保険料の間で納税通知書や納付通知書の発送時期が異なるため、通知書がまだ届かないがどうなっているのかなど心配されての問い合わせが毎年多くの被保険者から寄せられていました。また、これらの保険税・保険料の額は個人住民税における所得額によって決定するため、6 月の納税通知書発送後、個人住民税の所得額の更正が集中する第 2 期の 7 月には保険税・保険料の更正も多く発生し、被保険者を混乱させる原因にもなっていました。そこで、三つの保険税・保険料を 7 月から 3 月までの 9 期割で統一し、これらの心配や混乱を避け、シンプルな課税を目指します。

議案第 3 号資料 1 ページ左下には、改正後の納期をお示ししています。町県民税は 6 月、8 月、10 月、1 月、固定資産税は 5 月、7 月、12 月、2 月です。国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、先ほど申しましたとおり、7 月から 3 月までの毎月になります。

資料の右側には、毎月の納税額の具体的な例をお示ししています。①、②のどちらの例とも一番右の現行欄では毎期の納税額は一律ですが、その左、改正後の欄では、年税額の総額は変わりませんが、月々の納税額にばらつきが出てきてしまいます。今まで慣れ親しんだ納税方法からは大きな変更になりますが、条例公布後 1 年間をかけて周知に努めてまいります。

そのほか、各税・料の第 1 期の納期の初日を当該月の 16 日に、そのほかの期はそれぞれの月の 1 日としています。これは、各税・料の納税通知書・納付通知書の発送の日を第 1 期の月の 16 日とするためです。

この改正条例の施行にあわせて、今まで集合 10 期割を運用していた根拠となっていた町税の徴収等の特例に関する条例は残しておく必要がなくなったため、廃止します。

議案第 3 号資料 2 ページ以降には、条例新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 3 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 7 議案第 4 号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5 号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 6 号 福崎町犯罪被害者等支援条例の制定について

議長 日程第 7、議案第 4 号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例についてから、日程第 9、議案第 6 号、福崎町犯罪被害者等支援条例の制定についてまでの 3 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第 4 号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員の処遇改善を図るため、県内各市町の状況を踏まえ、副分団長以下の団員の年額報酬を 5, 0 0 0 円から 1 万円に改正するもので、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 4 号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第 5 号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例については、町営住宅の管理について必要な事項を定めておりますが、その中に民法に基づいて規定されている部分があり、民法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることから、関係条文を改正するものです。

議案第 5 号資料の 1 ページに条例改正の概要を添付しておりますので、ごらんください。

まず一つ目は、条例の第 1 2 条、連帯保証人に関する規定の見直しです。現在、町営住宅の入居条件として連帯保証人の連署する請書の提出を求めています。民法の改正により、連帯保証人を設ける場合は保証上限額の設定が必要となっています。一方、近年、身寄りのない単身高齢者などが増加していることなどから、国からは入居保証の考え方について、保証人が確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じないように、保証人の確保を公営住宅への入居要件とすることから転換すべきであるとの通知がなされました。連帯保証人の保証上限額設定の必要性と、連帯保証人の確保が今後一層難しくなることや、これからの単身高齢者の状況などを踏まえ、連帯保証人を確保できないために入居できないといったことがないように、連帯保証人に関する規定を廃止することとしました。

二つ目は、条例第 2 0 条の敷金の充当に関する規定の見直しです。民法改正において敷金に関する規定が明文化されたことに伴い、入居者が家賃を支払わないなどの場合において、敷金を滞納した家賃の弁済に充てることができるよう規定します。

三つ目は、法定利率が変動制になったことに伴う規定の見直しです。条例第 4 2 条では、不正行為などで入居した者に対して明け渡し請求を行う場合に、その請求額の算定に利用する利率を民法の規定により年 5 分の割合としておりますが、今回の民法改正により年 3 %に変更され、今後 3 年ごとに利率の見直しが行われ、利率が変動することから、法定利率に変更するものです。

その他は、引用条文の条ずれによる修正と、最後の別表につきましては、駅前団地建て替えとその他の住宅の撤去、取り壊しによる管理戸数の変更による修正です。

なお、この改正は令和２年４月１日から施行します。

議案第５号資料２ページ以降に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第６号、福崎町犯罪被害者等支援条例の制定について、ご説明申し上げます。

社会において犯罪・事件が後を絶たない中、これまで被害者は加害者からの十分な被害の回復を受けられないまま、また社会からの支援も受けられず、孤立した状況に置かれていました。そのような中、平成１６年に犯罪被害者等基本法が制定され、国、地方公共団体及び関係機関などの連携のもと、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。当町におきましても、この犯罪被害者等基本法に基づき、福崎町犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

条例の内容につきましては、議案並びに議案第６号資料１ページの条例の制定要旨をごらんください。

第１条の目的は、基本理念を定め、町、住民、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を定め、犯罪被害者等が平穏な生活を回復できるよう、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることとしています。

第２条は、用語の定義を定めています。

第３条は、基本理念として、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害者の視点に立ち、適切に途切れることなく支援を行うこと、また、二次被害を生じさせることのないよう、個人情報適切な取り扱いの確保に最大限配慮することとしています。

第４条並びに第５条では、町、住民、事業者の責務を定めております。

第６条では、犯罪被害者等への情報提供や助言を行い、支援に必要な関係機関等との連絡調整を行うこととしています。

第７条、支援金の支給では、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給することとしており、支援金の支給に関する詳細については、議案資料２ページ、３ページに添付しております福崎町犯罪被害者等支援条例施行規則案で定めております。この施行規則により、福崎町民の方が犯罪行為により亡くなられた場合は３０万円を、犯罪行為により１カ月以上の療養を要する傷害を受けた場合は１０万円を支援金として支給することとしております。条例にあわせて施行規則も施行いたします。

条例第８条は、居住の支援で、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合、必要な住宅支援を講ずることとしています。

第９条は、住民等への理解の促進で、犯罪被害者等への支援の重要性、必要性について、住民や事業者の理解を深めるための啓発活動を行うこととしております。

第１０条は、民間の団体に対する支援で、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対する支援で、県内では公益社団法人ひょうご被害者支援センターという団体がありますので、そこへの支援ということになります。

なお、この条例は令和２年４月１日から施行します。

以上、議案第４号から議案第６号までの提案説明といたします。３議案ともご

審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議案説明の途中ですけども、暫時休憩いたします。
再開は１０時５０分といたします。

◇

休憩 午前１０時３１分
再開 午前１０時４８分

◇

議 長 それでは、会議を再開いたします。

日程第１０ 議案第７号 福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について

日程第１１ 議案第８号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第１０、議案第７号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する
条例について、及び日程第１１、議案第８号、福崎町福祉医療費助成条例の一部
を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第７号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、
ご説明申し上げます。

議案第７号資料１ページをお願いいたします。

今回の改正は、介護手当の支給要件や受給資格の消滅に当たる施設入所の整理
を行います。また、申請手続に関する条文を条例から要綱へ移行いたします。加
えて、条文中の老人という文言についても、近年成立した法律等で使用されてい
る高齢者に改めるものでございます。

改正内容の１点目は、表記について、在宅老人から在宅高齢者に改めます。

２点目は、支給対象者の年齢が明記されていないため、６５歳以上の者と明記
します。

３点目は、申請手続や各様式に係る部分を条例から要綱に移行します。

４点目は、受給資格の消滅に当たる施設等を整理し、対象となる施設等全てを
要綱に明記します。

資料２ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第１条の改正は、在宅老人を在宅高齢者に改めます。

第２条の改正は、在宅老人を在宅高齢者に改め、老人のうちの６５歳以上の者
のうちに改めます。

第３条、第４条の改正は、在宅老人を在宅高齢者に改めます。

第５条から第７条までは、要綱に移行いたします。

資料３ページをお開き願います。

第８条の改正は、前条の規定によるを、町長に提出した申請書のに改め、同条
を第５条とし、第９条を第６条に改めます。

第１０条の改正は、在宅老人を在宅高齢者に改め、在宅老人福祉施設または介
護老人保健施設を町長が別に定める施設等に改め、同条を第７条といたします。

第１１条の改正は、在宅老人を在宅高齢者に改め、第２号に在宅高齢者がを加
えます。同条を第８条とし、第１２条を第９条とし、第１３条から第１５条まで
を３条ずつ繰り上げます。

資料５ページには要綱案をお示ししておりますので、審議の参考としてくださ
い。

附則として、この条例は令和２年４月１日から施行いたします。

以上で議案第 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 8 号資料 1 ページをお開き願います。

今回の改正は、所得税法及び地方税法附則の一部改正により、条例が引用している条項に変更があるため、改正するものでございます。また、一部文言の誤りがあったため、あわせて改正を行います。

なお、この改正は、法律等の改正に伴い、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正が行われたことにより行うものでございます。

資料 2 ページ、新旧対照表をお開き願います。

第 2 条第 2 3 号の改正は、本来公的年金等と表記すべきところ、公的年金と、等が漏れていたため、公的年金等に改めます。また、所得税法第 3 5 条第 4 項中の文章を引用していますが、所得税法の改正により当該条文の記載内容が変更されたため、同法第 4 項中を、所得税法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の所得税法第 3 5 条第 4 項中に改めるものです。

3 ページをお開き願います。

第 3 条第 1 項助成対象者中、重度障害者医療の所得判定において、住宅借入金等特別税額控除の控除前の額で所得判定をすることになっていますが、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法附則が改正され、住宅借入金等特別控除に係る引用規定に条ずれが生じたため、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項を同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から適用いたします。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。2 議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1 2 議案第 9 号 使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 1 2、議案第 9 号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第 9 号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

福崎駅前に整備いたしました J R 福崎駅前東駐車場では、現在、駅前振興の活性化のため、駐車を開始時刻から 3 0 分間を無料として運用させていただいております。しかしながら、駅周辺整備事業も完成いたしまして、今後は一層その施設の利用拡大に力を入れていく必要があると考えております。駅前観光交流センターや駅前広場でのゆったりとした活用を行っていただくために、駐車を開始時刻から 2 時間以内を無料とするといった使用料の一部改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、資料 1 ページの新旧対照表にて説明させていただきます。

1 2 月議会で議決いただきました使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例、この第 1 0 条の福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例につきまして、一部改正を行い、その施行日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。

今回はこの改正規定の内容を改めさせていただくもので、具体的には、第8条第1項の表、こちらを改めまして、東駐車場につきましては使用料を駐車開始時刻から2時間以内は無料とするものでございます。

また、備考欄には、同じく1といたしまして、東駐車場におきまして駐車開始時刻から2時間を超え3時間までは300円といった文言、また、2といたしまして、この1日とは午前1時までとするという文言を加えさせていただいております。

この一部改正条例につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第13 議案第10号 福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）について

議長 日程第13、議案第10号、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第10号、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）について、ご説明を申し上げます。

第1期の総合戦略の計画期間の最終年度を迎えるに当たり、地方創生の充実強化に向け、切れ目のない取り組みを進めることが求められることから、これまでの取り組みの検証結果、また社会情勢の変化等を踏まえて、次の5年間の方向性を示す計画へと見直しを行い、第2期の総合戦略を策定しましたので、福崎町議会基本条例第22条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案総合戦略案の1ページをごらんください。

目的と位置づけをお示ししております。一番下段の中ぐらいからになりますが、第2期総合戦略では、第5次総合計画後期基本計画を基本とし、各分野にまたがる政策目標や基本的方向性などを明示し、雇用創出、結婚・出産・子育て、まちづくりなど、政策全般にわたる基本目標とそれらに関連する具体的な施策などを設定し、人口減少社会に対応するための取り組みなどを具体的に示すことを目的とし、2ページで、福崎町第5次総合計画の実現に向けて定められた六つのまちづくりの柱（政策）に沿って、各種の個別計画との整合を図りながら分野横断的に取り組む個別計画の一つとして位置づけ、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

3ページには、策定の基本方針をお示ししておりますが、国や県との連携を図るとともに、第5次総合計画後期基本計画との整合を図りながら、役場職員からアクションプランに掲げる具体的な事業の提案募集やヒアリング、職員で構成されるワーキンググループでの議論を重ね、原案の作成を行いました。また、町長を本部長とする推進本部会議、外部有識者による推進会議での協議を重ね、昨年末から本年の初めにかけての意見募集、パブリックコメントの実施を経て、総合戦略の策定を進めてまいりました。

4ページには、総合戦略の見直しにあわせて改定を行った福崎町人口ビジョンから抜粋し、本町が目指すべき将来人口の展望、目標を掲げています。中期目標としましては、令和12年には合計特殊出生率1.8を目指すこと、長期目標としましては、令和42年には人口規模1万6,000人及び生産年齢人口の割合55%以上を目指すこととしております。この目標により、町の独自推計より1,700人の増加を見込むものです。

5 ページからは、基本目標として、まず第 5 次総合計画の構成について整理し、6 ページでは、総合計画の 6 本の施策の柱を複合的・横断的に再編する形で総合戦略の四つの基本目標を設定しています。

7 ページでは、その四つの基本目標を達成するための 11 の施策を体系化しております。その体系に付随してくる具体的な施策と事業、また事業に関連する重要業績評価指標、K P I を設定し、事業の見える化を図ったものが議案資料のアクションプランになります。アクションプランは総合戦略の四つの基本目標ごとに数値目標を設定、そして、それぞれに基本的方向、具体的な施策、主な事業、K P I を設定しています。

議案資料の 2 ページをお願いいたします。

基本目標 1 では、目標名を「誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり」とし、住民や地域主体のまちづくりを推進し、いつまでも健康で暮らせるまちづくり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることを主眼に置いた施策や事業を取り上げております。誰もが安心して暮らせるという観点から、新たに防災・減災の推進を具体的な施策として追加をしております。

資料 3 ページをお願いいたします。

基本目標 2 では、目標名を「結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり」とし、若い世代が安心して結婚、子育てができるよう、妊娠期から子育て期にかけて包括的・継続的な支援体制の構築、子育て家庭への経済的な負担の軽減、多様な働き方に対しての支援を推進することとしております。

資料 4 ページになります。

基本目標 3 では、目標名を「福崎町への新しいひとの流れをつくる」とし、空き家や土地利用の活性化を促進、観光資源の効果的な活用、官民連携による文化財を活用した文化・観光のまちづくりの推進、また、交流人口の増加及び本町への移住・定住の促進を図ることとしております。

資料 5 ページをお願いいたします。

目標 4 では、目標名を「安定して働くための産業振興と雇用をつくる」とし、既存産業とともに地域経済に活力をもたらし企業・事業の育成や支援などにより地域産業の強化に取り組むとともに、福崎町東部工業団地の拡張を進め、安定した雇用を創生する、また、農業の活性化に向けた取り組みや新しい農業経営の支援に努めることとしております。

この総合戦略の推進に当たりましては、P D C A サイクルにより、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議が中心となって、重要業績評価指標、K P I をもとに実施した事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するほか、毎年度アクションプランの達成度を検証することとしております。

以上、議案第 10 号、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第 14 議案第 11 号 福崎町第 2 期子ども・子育て支援事業計画について

議 長 日程第 14、議案第 11 号、福崎町第 2 期子ども・子育て支援事業計画についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第 11 号、福崎町第 2 期子ども・子育て支援事業計画について、ご説明申し上げます。

福崎町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度に基づく福崎町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画であります。第1期計画が策定後5年目の最終年度を迎え、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出、子ども・子育て支援新制度による環境の変化などに対応するため、令和2年度から令和6年度までの新たな5年間を計画期間とする福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しましたので、福崎町議会基本条例第22条第4号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、計画の策定に当たりましては、福崎町子ども・子育て会議においてご審議いただくとともに、平成30年度に町内在住の小学校入学前から小学校6年生までの保護者全員にアンケート調査を、令和元年度にはパブリックコメントを実施するなど、住民意見の反映に努めて策定いたしました。

福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画案をごらんください。

1ページからの第1章は、計画策定の趣旨と背景、計画期間、策定体制を定め、4ページからの第2章では、福崎町の子どもと子育てを取り巻く現状として、統計から見た現状、アンケート調査から見た子育て支援ニーズについて記載をしております。

19ページからは、第3章、計画の基本的な考え方で、基本理念を「地域がともに支え合い すべての子どもと子育て家庭が安心して健やかに暮らせるまちふくさき」と定め、基本目標として、1、地域における子育て支援、2、母親及び子どもの健康の確保、3、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4、子育てを支援する生活環境の整備、5、仕事と子育ての両立の推進、6、子ども等の安全の確保、7、要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進と規定をしております。これらは第1期計画を継承したものとなっております。

24ページからは、第4章、施策の展開で、第3章で定めた七つの基本目標ごとに基本施策を定め、現状と課題、今後の取り組み、地域や親、家庭に担っていただきたい役割について記載をしております。

このうち、39ページからの基本目標5、仕事と子育ての両立の推進においては、令和2年度から5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保について定めており、41ページから47ページに各事業の量の見込みと提供体制の確保量について記載をしております。アンケート調査での分析結果や過去の実績をもとにしながら、幼児教育・保育の無償化による影響を踏まえて計画を立てました。

61ページからは、第5章、計画の推進で、計画の点検・評価、計画の推進体制等を定め、関係機関が連携して計画の推進に取り組み、子ども・子育て会議のご意見を伺いながら計画の進行管理をしていくことを規定をしております。

以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第15 議案第12号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について

議長 日程第15、議案第12号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第12号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1

億 4, 170 万円を減額し、補正後の予算総額を 81 億 7, 400 万円とするものであります。歳入歳出予算の内訳につきましては、第 1 表にお示ししております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を設定しております。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきまして、第 1 表でご説明申し上げますので、議案の 3 ページをお開きください。

歳出補正の増額の主なものは、教育費の小中学校費で、小中学校の通信ネットワーク整備事業に 9, 600 万円、総務費の総務管理費で、ふるさと応援基金積立金に 1, 800 万円、農林水産業費の農業費で、高岡・福田地区ほ場整備事業負担金の 1, 069 万円の増額で、減額の主なものは、商工費のプレミアム付商品券事業で 4, 357 万円、教育費、社会教育費のエルデホールの空調設備改修に係るもので 4, 940 万円、民生費、児童福祉費の私立の認定こども園への施設型給付費負担金で 1, 640 万円の減額であります。

一方、1 ページ、2 ページの歳入では、歳出の増減に伴いましてそれぞれの財源を補正及び更正するとともに、町税は、たばこ税の 1, 300 万円、軽自動車税の 130 万円の減収を見込みましたが、法人町民税の均等割で 590 万円、税割で 1, 700 万円、固定資産税家屋で 1, 040 万円、償却資産で 1, 600 万円の増収を見込んだため、町税全体で 3, 200 万円の増収を見込み、地方譲与税、利子割交付金などは県の実績見込みなどに合わせ 1, 013 万 3, 000 円の減収を見込んでおります。この結果、12 月補正後予算で財政調整基金から 9, 560 万円を取り崩すこととしておりましたが、取り崩しをやめ、生じる剰余見込み額 4, 130 万円を財政調整基金に積み立てる補正予算としております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上が、歳入歳出予算の補正内容であります。

次は、議案にお戻りください。

第 2 条は繰越明許費でございますが、議案の 5 ページをお開きください。農業費の歳出でご説明しましたほ場整備推進事業で 500 万円と、土木費の防災マップ作成事業で 220 万円、橋梁補修事業、補助事業、単独事業を合わせて 1 億 1, 450 万円、住宅費の駅前団地建て替え事業で 2, 690 万円、小学校費、中学校費とも校内通信ネットワーク整備事業でそれぞれ 6, 200 万円、3, 400 万円を、計 7 事業で合計 2 億 4, 460 万円を翌年度へ繰り越しする予定であります。

議案の第 3 条、債務負担行為の変更につきましては、議案の 6 ページの第 3 表、債務負担行為補正をごらんください。駅前観光交流センター指定管理事業につきましては、限度額を 6, 000 万円から 6, 680 万円へ、辻川観光交流センター指定管理事業では、同じく限度額を 4, 100 万円から 4, 480 万円へと変更するものであります。議案資料 6 ページに変更内容等を示しておりますので、ご参照ください。

次に、議案の第 4 条、地方債の補正につきましては、議案の 7 ページ、8 ページに計上しております。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第 12 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

について

日程第 17 議案第 14 号 令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 18 議案第 15 号 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

議 長 日程第 16、議案第 13 号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてから、日程第 18、議案第 15 号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてまでの 3 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 13 号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1,801 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 20 億 7,420 万円とするものです。

議案第 13 号資料 1 ページから 5 ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料 4 ページをお開き願います。保険給付費月別状況となっております。左の欄の全被保険者数は、4 月 3,921 人、1 月は 3,782 人と 139 人減少しています。一般分では、1 月 3,780 人で、4 月から 132 人減少、退職者分は 2 人で、7 人減少しています。歳出の大部分を占める療養給付費は、太い実線までが現在の実績の値、太線から下の 12 月診療分から 2 月診療分につきましては見込みの値です。見込み値につきましては、例年は過去 3 年間の 1 人当たりの医療費平均と伸び率等を参考に試算しておりますが、今年度は想定を超える伸びを見せておりますので、平成 30 年度の 1 人当たりの値に上半期の伸び率 13% を乗じて算出した値を入れております。療養給付費の見込みは、一般分では 12 億 1,271 万円です。当初予算額 11 億 3,500 万円に 1 億 800 万円を加え、最終予算額を 12 億 4,300 万円と見込んでおります。こちらの療養給付費ですが、下の表にアスタリスクで記載しておりますが、最後の 2 月診療分については概算で請求されるため、予算額は、先ほどの表の見込み額に 3,000 万円を加えた額が必要となりますので、12 億 4,300 万円を補正後予算額としております。退職者分は 100 万円で、600 万円の減額を見込んでいます。高額療養費では、一般分が 1 億 7,300 万円で、当初予算額 1 億 5,500 万円に 1,800 万円を加えます。右側の療養費では、一般分補正後予算額 1,200 万円で、100 万円の増額を見込んでいます。

資料 2 ページをお開き願います。歳出の勘定表です。3 月補正額（案）の列をごらんください。まず、保険給付費ですが、給付の状況については先ほど報告させていただいたとおりです。合計金額は、予算現額 13 億 2,400 万円に対し、最終予算額 14 億 4,410 万円となり、1 億 2,010 万円の増額を見込んでおります。対前年度決算比 9.9% 増の見込みです。歳出合計は、補正後 20 億 7,420 万円で、対前年度決算比 6.2% 増、当初予算比 7.7% 増を見込んでいます。

資料 1 ページをお開き願います。歳入では、保険税につきましては、現年分が減額見込み、滞納分が増額見込みで、合計として 160 万円減額の見込みです。徴収率は、現年度医療分で 95.7%、退職者分で 99% を見込んでいます。県

支出金につきましては、普通交付金は保険給付費に対する兵庫県からの交付金です。先ほどご説明させていただいたとおりですが、総額で１４億４，１５０万円となり、１億２，０１０万円の増額を見込んでおります。繰入金については、全体で予算現額１億５，０８５万２，０００円に対し、最終予算額は１億５，０３７万１，０００円となり、４８万１，０００円の減額です。歳入合計は、２０億７，４２０万円で、対前年度決算比４．３％増、当初予算比７．７％増の見込みです。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で議案第１３号の説明を終わります。

続きまして、議案第１４号、令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５４５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億７，５５０万円とするものです。

補正の内容につきましては、保険料の実績見込みによる増額等を補正するものです。

議案第１４号資料にお示しをしておりますので、ご参照ください。

第１表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で議案第１４号の説明を終わります。

続きまして、議案第１５号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３，２２０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を１６億８，０８０万円とするものです。

議案第１５号資料１ページから４ページにお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、資料３ページをお開き願います。資料３ページ左上の表となりますが、６５歳以上の人口推移は平成３１年４月末現在５，４２６人、１２月末では５，４４４人で、１８人の増となり、高齢化率は２８．３％です。２番の要介護認定者数は４月末９２８人、１２月末９５２人で、２４人の増となり、右側の上の表ですが、介護度別では、要介護２が多く１７３人、１８．２％を占めています。今回の歳出の補正では、施設介護サービス給付費の減が大きく、全体では３，２２０万円の減額をお願いするものです。

それでは、議案書の事項別明細書でご説明をいたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で説明を終わります。

議案第１３号から第１５号までの３議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第１９ 議案第１６号 令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第２号）について

議 長 日程第１９、議案第１６号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第１６号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。補正予算第2条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益は191万7,000円減額し、10億5,418万3,000円に、支出、下水道事業費用は338万2,000円減額し、10億5,230万7,000円とします。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額を4億3,137万8,000円に改め、その補填額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額636万3,000円、過年度分損益勘定留保資金8,000万2,000円、当年度分損益勘定留保資金3億3,832万7,000円及び過年度未処分利益剰余金668万6,000円に改めます。そして、資本的収入は2,270万円減額し、4億3,120万円とします。

補正予算第4条は、特例的収入及び支出で、当年度に属する債務として整理する未払金40万円を52万7,000円に改めます。

補正予算第5条は、一般会計からの補助金の額ですが、5,630万円を5,680万円に改めるものです。

次のページの下水補1、2ページには実施計画を添付していますが、説明につきましては、議案第16号資料でご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出で、支出から説明いたします。資料2ページをごらんください。この資料は、各目節ごとの補正予算額と、その右には公共、農集、個別のセグメントごとに内訳をお示ししています。営業費用では、処理場費の委託料と修繕費は実績見込みにより増減、業務費は電算保守委託料の減額、営業外費用は消費税等納付金及び特定収入に係る消費税の減額、特別損失は長目コミプラ閉鎖撤去に伴う処理槽の清掃費や埋め戻し工事費の増額によるもので、下水道事業費用全体で338万2,000円を減額いたします。

1ページにお戻りください。収入の下水道事業収益の営業収益では、下水道使用料を実績見込みにより増額、営業外収益は一般会計からの繰り入れで、繰り出し基準に基づく経費に対しての負担金、それ以外の経費に対しての補助金をそれぞれ減額いたします。特別利益では、一般会計からの補助金で、長目コミプラ閉鎖撤去に伴う経費を増額し、下水道事業収益全体で191万7,000円を減額いたします。

次に、3ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入です。企業債の資本費平準化債を2,270万円減額いたします。この補正結果で、一般会計からの繰り入れ総額は4億4,531万円となり、529万円の減額となります。

議案にお戻りください。その他の説明資料としまして、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補4から6ページには長目コミプラを公共下水道に統合した時点、令和元年6月1日の貸借対照表を、7ページからは令和元年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 議案説明の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

午前中の日程第16、議案第13号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての提案説明において、途中から説明間違いがありましたので、訂正の説明を求めます。

健康福祉課長 先ほどの説明におきまして、ページ番号の読み間違いがございました。再度訂正をさせていただきます、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、事項別明細書をお願いいたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第20 議案第17号 令和2年度福崎町一般会計予算について

議長 日程第20、議案第17号、令和2年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第17号、令和2年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書としまして、別冊の一番上に予算の概要等の24ページまでの資料と、各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書及び実施計画書などを取りまとめ、予算に関する説明書としております。また、議案の後ろに各会計ごとの説明資料をおつけしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは、議案をお開きください。第1条は歳入歳出予算であります、総額を82億8,000万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ、2ページの歳入、3ページ、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の一番前に添付しております予算に関する概要書の1ページをごらんください。中段よりやや下のところからありますが、予算総額は82億8,000万円で、対前年度比7,200万円、率にして0.9%の増としています。

歳入では、町税のうち、個人町民税所得割は、所得の伸びを若干見込み3,000万円、3.4%の増、法人町民税税割は、税率変更による影響などにより3,600万円、16.7%の減、固定資産税の家屋は、前年度新增築分の増により2,120万円、2.9%の増を見込み、町税全体では前年度比1,600万円増の32億9,240万円を計上しています。

議案資料の5ページに税の当初予算前年度比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

普通交付税につきましては、基準財政収入額が、町たばこ税の減収見込みがあるものの、法人事業税交付金の皆増、地方消費税交付金引き上げ分の大幅な増収等により、前年度算定額に比べ約1億5,350万円の増加を見込み、基準財政需要額は、地域社会の維持再生に取り組むための地域社会再生事業費の計上や国の推計伸び率により、個別算定経費、包括算定経費を算出し、前年度算定額に比べ約1億4,810万円の増加を見込み、普通交付税と臨時財政対策債の合計で、前年度算定額比約50万円減の14億7,000万円を計上しております。

国庫支出金は、町営住宅駅前団地整備事業費の皆減等により、8,720万円減の7億1,150万円、地方債は390万円増の8億3,700万円を見込んでいます。

歳出につきましては、総合計画の6本の柱ごとに総括的に主要事業をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、歳入につきまして、概要の5ページをお願いいたします。款別に予算額と前年度との増減等の一覧をお示ししています。新たに6款を法人町民税税割の減収分の補填措置として県法人事業税の一部が市町に交付される法人事業税交付金とし、地方消費税交付金からの款を1号ずつ繰り下げております。また、9款では、令和元年9月30日まで存続した自動車取得税交付金から、款名称を地方自治法施行規則に合わせ環境性能割交付金としております。最下段では、1款から12款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。前年度に比べ6,920万円増の55億3,420万円を見込んでおりますが、歳入歳出見積もりの結果、19款の繰入金の下になりますが、一般財源が不足する額2億4,200万円につきましては、財政調整基金から繰り入れ予算編成を行っており、大変厳しい予算となっております。歳出につきましても、7ページに款項別に予算額と前年度との増減等の一覧をお示ししています。

概要の13ページからは、第5次総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめております。事業名称、概要の前に、新規事業の表示のほか、福崎町総合戦略に位置つけた事業は「総」で、行政改革の事項につきましては「行」でお示ししておりますので、ご参照ください。

各目の説明に入ります前に、一般職員の配置員数、人件費につきまして総括的にご説明申し上げますので、議案資料1ページをお願いいたします。この資料では、一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数、それぞれの一般職員の増減理由と総人件費をお示ししております。1行目の一般会計に属する職員数は、任期の定めのない職員、いわゆる正規職員は125人、再任用職員3人と、会計年度任用職員・臨時職員で323人の合計451人であります。

2ページをお願いいたします。下から2行目になります。全会計では、正規職員145人、再任用職員4人、会計年度任用職員・臨時職員で337人の合計486人であります。正規職員は退職等により6人の減、再任用職員は2人の減、会計年度任用職員・臨時職員は、アルバイト職員が会計年度任用職員、一般職員となったため、245人の増であります。全会計で人件費総額では、前年度比較で1億9,698万6,000円の増の17億5,180万円であります。人件費の主な増減についてですが、職員給が1億7,236万2,000円の増、通勤手当が1,176万9,000円の増、期末勤勉手当で2,015万2,000円の増、県退職手当組合負担金は特別負担金の減少により1,503万1,000円の減、社会保険料負担金が1,429万2,000円の増であります。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料3ページから4ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

なお、会計年度任用職員の人件費につきましては、フルタイムの職員は給料で、2節給料において会計年度任用職員給とし、パートタイムの職員は報酬で、1節の報酬において会計年度任用職員報酬とし、手当、旅費につきましても、正規職員と区別をし、事項別明細書に表記をしております。

また、地方自治法施行規則の改正により、歳出予算の7節賃金が削除となるため、8節の報償費を7節とし、以下1号ずつ繰り上げをしております。

それでは、歳出、目ごとにご説明申し上げますので、事項別明細書107、108ページをお開きください。限られた時間でありまますので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、主要な事業の取り組み内容や新規事業の補足説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長からの挨拶、各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承ください。議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

歳入歳出についての説明は以上でございます。

次は、議案にお戻りください。

第2条は、地方自治法第214条第1項の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表に計上しておりますので、議案の5ページをお開きください。老人ホーム給食調理業務委託事業から給食共同調理センター調理等業務委託事業までの5事業について、それぞれの期間と限度額を設定しております。議案資料に各事業の内容等をお示ししておりますので、ご参照ください。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債について、第3表に計上しておりますので、議案の6ページから8ページをごらんください。歳入、地方債でご説明申し上げました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、議案の第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は15億円と定めています。

第5条は、歳出予算の流用であります。第1表に定めた各項の予算について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内においてこれらの経費を流用できることとするものです。

以上、議案第17号、令和2年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 説明の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は14時15分といたします。

◇

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時12分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第21 議案第18号 令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第22 議案第19号 令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第23 議案第20号 令和2年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議長 日程第21、議案第18号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第23、議案第20号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第18号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,710万円とするものです。

また、第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものです。

議案第18号資料1ページから6ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料1ページをお願いいたします。令和2年度の予算編成方針です。国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、地域住民の健康

の保持増進、福祉の向上及び生活の安定に重要な役割を果たしています。しかしながら、その財政運営は、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また、離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成30年度に大きな制度改正が行われました。財政基盤を強化するよう国の財政支援が拡充されるとともに、兵庫県が財政責任主体として事業運営に加わり、町においては、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を行っています。

令和2年度に実施される制度改正について主なものは、課税限度額の見直しや軽減判定所得基準額の見直し等です。

令和2年度予算については、医療費の動向、被保険者数の増減、経済情勢等の状況を勘案しています。被保険者数については減少傾向にあり、3,670人と見込んでいます。

歳出におきましては、その大部分を占める保険給付費について、過去3年間ににおける給付状況や対前年度伸び率等を勘案し、県の推計金額をもとに計上しています。保険給付費一般分について、療養給付費は11億4,420万円、対前年度当初予算比0.8%増、療養費1,200万円、対前年度当初予算比9.1%増、高額療養費1億5,990万円、対前年度当初予算比3.2%増を見込んでいます。

国民健康保険事業費納付金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に区分して、県から示された金額を計上しています。

保健事業費については、第3期福崎町特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努めるとともに、第2期福崎町データヘルス計画に沿った効率的な保健事業を実施します。また、人間ドック、脳検査助成事業、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、レセプト点検等により保健事業の充実と医療費の適正化に努めます。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率を参考に、税負担の増加をできる限り抑えるよう考慮して税率設定を行います。現年度分については、収納率95.5%、3億3,100万円を見込んでいます。

国庫支出金については、オンライン資格確認に要する費用を計上しています。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金の町の各種取り組みに対する特別交付金として県の推計金額を参考に計上しています。

また、国保財政調整基金から2,000万円を繰り入れ、税負担の軽減を図ります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号、令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,620万円と定めるものです。

議案第19号資料1ページから4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料1ページ、当初予算案をお開き願います。この特別会計予算の歳入につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合が賦課する保険料の徴収と、

保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費をともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与等と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料２ページをお開き願います。７５歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改定です。資料には案と記載しておりますが、２月３日に広域連合議会が開催され、お示ししておりますとおり、令和２年度、３年度の保険料率等が決定いたしました。診療報酬の改定とあわせて２年に一度改定されます。令和２年度、３年度の保険料率は、均等割額が年額４万８，８５５円から５万１，３７１円に２，５１６円の改定増となり、所得割率は１０．１７％から１０．４９％に０．３２％の改定増となります。保険料上昇抑制のため、令和元年度末までの剰余金を積み立てた広域連合の給付費準備基金１２３．９億円を全額活用し、１人当たり平均年保険料を６，２９４円軽減し、現行の８万２，１８６円から８万５，５１７円に３，３３１円、４．０５％の増額となります。

資料４ページ左側をお開き願います。一番下の行でございますが、広域連合では、２年間平均で１人当たり給付費を９８万３，８６８円と見込み、被保険者数は兵庫県全体で８０万６，５６７人として保険料を算定しています。

第１表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で議案第１９号の説明を終わります。

続きまして、議案第２０号、令和２年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ１７億６８０万円と定めるものです。

議案第２０号資料１ページから６ページにお示しをしておりますので、ご参照ください。

まず、資料１ページをお願いいたします。予算編成方針となります。令和２年度は、第７期事業計画の最終年度となります。平成１２年４月から介護保険制度が施行され、今年度で２１年目を迎え、制度は定着し、サービス給付費も年々増加しています。平成３０年度は、地域包括ケアシステムの構築に向けて高齢者の自立支援、重度化防止等を進めるため、保険者機能強化に取り組みました。

令和２年度は、低所得者保険料軽減強化の完全実施の満年度化のため、さらなる軽減強化を実施いたします。また、令和３年度を初年度とし、令和５年度を目標とする３年間を計画期間とする第８期福崎町ゴールドサルビアプランを策定いたします。令和２年度の予算編成は、第７期事業計画に基づき、これらの制度等を勘案し積算をいたしました。

歳出では、事業計画の被保険者５，５１８人を見込み、要介護認定者数は９１８人を見込んでおります。サービス給付費は、令和元年度実績見込みから推計し、居宅サービスの増加を見込み、１５億６，０００万円、対前年度当初予算比０．３％増を見込みました。

地域支援事業は、少子高齢社会における介護人材の不足、地域の担い手不足への対応として、新たなサービスの創設を視野に入れた食と見守りサービスについて、生活支援協議体等で検討します。また、増える認知症高齢者等への対策として、口腔機能の向上を目的に、介護予防事業に舌圧測定を導入するとともに、専門職等にバーチャルリアリティーによる認知症体験研修を実施することで、認知症に関する知識を深め、対応へのスキルアップを図ります。各補助構

成枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費を合わせ、合わせて8,500万円を見込んでいます。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国、県、町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第2号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業から成る総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業から成る総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。歳出に見合うルール分を計上しております。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書によりご説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第18号から第20号までの説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 日程第24 議案第21号 令和2年度福崎町水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第22号 令和2年度福崎町工業用水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和2年度福崎町下水道事業会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算について

議長 日程第24、議案第21号、令和2年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第27、議案第24号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算についてまでの4件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 4企業会計の令和2年度予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第21号、令和2年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。第2条は、業務の予定量につきましては、1、給水戸数8,200戸で、前年度に比べ100戸の増、2、年間給水量は254万立方メートルで、5,000立方メートルの増、3、1日平均給水量6,960立方メートルで、60立方メートルの増としています。

4、主な建設改良事業は、東部工業団地配水池までの老朽した送水管を前年度に引き続き更新します。また、強靱化を図るため、八反田水管橋の耐震診断、辻川山配水池の改修工事などを予定しています。

議案第21号資料9ページには位置図を添付していますので、ご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億3,970万円で、前年度比1.7%の増、支出の水道事業費用は4億1,660万円で、前年度比1.6%の減としています。

2ページです。第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入は1,100万円、資本的支出は5億1,690万円としています。前年度に比べ支出が大きな増額となった要因としましては、第4項で工業団地造成事業の工事費に充てるため、3億1,000万円を長期貸付金として工業団地造成事業会計に繰り出すことによるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億590万円につきましては、第4条、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,491万3,000円と過年度分損益勘定留保資金2億

6, 267万5, 000円、当年度分損益勘定留保資金1億1, 531万7, 000円、繰越利益剰余金1億1, 299万5, 000円で補填するものとしています。

第5条は一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条は他会計からの補助金、3ページをお願いします。第9条は利益剰余金の処分、第10条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ記載のとおり定めるものです。

次に、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書をごらんください。

全会計のうち、後ろ4会計が企業会計となりますが、水道事業会計の1、2ページをお開きください。こちらが実施計画となります。この明細を17ページ以降に記載していますので、そちらで説明いたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページをごらんください。支出は、営業費用が4億81万6, 000円で、原水及び浄水費、19ページ、配水及び給水費では、前年度に比べ職員3名分の人件費が削減されています。これにかわる業務としまして、配水及び給水費の委託料で、今年度から水源地や配水池などの水道施設の運転管理業務を民間事業者へ委託し、住民に安全・安心な水道水の供給を継続するために必要となる施設運転管理の委託料を計上しています。20ページは、総係費など維持管理に要する経費や減価償却費、資産減耗費などを計上しています。21ページの営業外費用1, 478万4, 000円は、支払利息、漏水還付金、消費税等納付金、特別損失100万円は、福田水源地の訴訟に要する弁護士報酬であります。

17ページにお戻りください。収入は、営業収益が3億4, 076万2, 000円、うち水道料金は消費税法改正による増額分や給水戸数の増などにより3億2, 910万円で、前年度から510万円の増としています。営業外収益は9, 892万8, 000円、主なものは、長期前受金戻入が8, 537万円、水道加入分担金1, 181万9, 000円などです。

次に、資本的収入及び支出です。23ページの支出から説明いたします。建設改良費は、冒頭の業務の予定量に記載している事業などで1億6, 199万7, 000円、固定資産購入費は、水道料金システムの購入費1, 214万5, 000円、企業債償還金は3, 185万8, 000円、貸付金は、先で説明しましたとおり、他会計貸付金として工業団地造成事業会計へ3億1, 000万円の貸し付けを計上しています。

22ページにお戻りください。資本的収入は、給水工事負担金の1, 002万1, 000円などを見込んでいます。

なお、議案第21号資料では、それぞれの積算内訳を記載したものを添付していますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4から6ページは給与費明細書、8ページは令和元年度の予定損益計算書、9ページからは令和元年度末の予定貸借対照表、13ページからは令和2年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、令和2年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。第2条、業務の予定量は、1、給水事業

所数は29事業所で、前年度から1社の減、2、年間給水量60万2,000立方メートル、前年度に比べ1,600立方メートルの増、3、1日平均給水量1,650立方メートルで、10立方メートルの増としています。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,710万円で、前年度比4.8%の減、支出の工業用水道事業費用は4,470万円で、前年度比6.3%の減を見込んでいます。

第4条の資本的収入及び支出は、2ページをお願いします。資本的収入はなく、資本的支出は440万円で、81.7%の増を見込んでいます。

1ページに戻ってください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額440万円につきましては、第4条、括弧書きに記載のとおり、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1万6,000円、過年度分損益勘定留保資金416万円で補填するものとしています。

2ページです。第5条は一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書の工業用水道事業会計1、2ページをお開きください。実施計画となりますが、説明につきましては、17ページ以降の明細で説明いたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページをごらんください。支出は、営業費用が4,114万4,000円で、送水及び配水費の主なものは、修繕費、動力費、19ページの減価償却費を計上しています。営業外費用は355万6,000円で、支払利息や消費税等納付金を計上しています。

次に、17ページにお戻りください。収入です。営業収益は3,605万円で、水道料金は前年度から50万円増の3,580万円を計上しています。営業外収益は1,105万円で、長期前受金戻入が主な収入となります。

続きまして、20ページの資本的収入及び支出です。収入はありません。支出では、建設改良事業の予定はなく、企業債元金償還金は179万4,000円ふえ、421万5,000円となります。

なお、議案第22号資料では、それぞれの積算内訳を記載したものを添付していますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4から6ページが給与費明細書、8ページが令和元年度の予定損益計算書、9ページからは令和元年度末の予定貸借対照表、13ページからは令和2年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号、令和2年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。第2条に定めた業務の予定量は、1、接続件数5,680件、前年度に比べ140件の増、2、年間総処理水量250万7,100立方メートルで、6万4,500立方メートルの増、3、1日平均給水量6,860立方メートルで、160立方メートルの増としています。

4、主な建設改良事業では、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく福崎浄化センターの更新工事、内水対策としまして、川すそ雨水幹線工事の延伸

整備、直谷第2雨水幹線工事への着手などを予定しています。

議案第23号資料8、9ページに位置図を添付していますので、ご参照ください。

第3条は、収益的収入及び支出です。下水道事業収益は11億4,850万円で、前年度比8.7%の増、下水道事業費用は11億3,490万円で、前年度比7.5%の増としています。また、下水道事業基金の取り崩しは減価償却費及び支払利息に充て、受取利息及び他会計補助金を基金に積み立てるため、第3条に補記しています。

第4条は、資本的収入及び支出で、2ページをお願いいたします。資本的収入は6億3,880万円で、前年度比46.7%の増、資本的支出は10億5,560万円で、前年度比25.2%の増を見込んでいます。

1ページにお戻りください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,680万円は、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,067万9,000円、過年度分損益勘定留保資金4,572万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億4,762万円及び繰越利益剰余金277万5,000円で補填するものとしています。

2ページをお願いします。第5条では、債務負担行為を設定するもので、内容は、福崎浄化センター産業廃棄物収集運搬業務委託について、令和3年度からの3年間、限度額2,440万円と定めます。

第6条は、企業債の目的、限度額等で、上段は下水道事業債、下段は資本費平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法を、それぞれ記載のとおり定めるものです。

3ページをお願いします。第7条は一時借入金の限度額、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条は他会計からの補助金、第11条は利益剰余金の処分、第12条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ記載のとおり定めています。

次に、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書の1、2ページが実施計画ですが、説明につきましては、20ページ以降の明細書で説明いたします。

収益的収入及び支出の支出から説明いたします。21ページをお開きください。下水道事業費用は、営業費用が9億9,540万8,000円で、管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理に要する費用や、22ページは業務費、総係費などの事務処理費用、23ページは減価償却費と、工業団地、企業団地の旧污水管閉塞に伴う除却費と工事費などを資産減耗費として計上しています。

営業外費用は1億3,949万2,000円で、企業債利息や消費税等納付金などを計上しています。

次に、収入です。20ページをお願いいたします。下水道事業収益は、営業収益が4億1,540万2,000円、下水道使用料は、消費税法改正による増額分や接続件数が順次進んでいることから、前年度当初より910万円増の3億8,291万7,000円を見込んでいます。一般会計からの繰り入れについては、総務省繰り出し基準に基づく経費に対するものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として、営業収益及び営業外収益で受け入れます。また、国庫補助金は、前年度に引き続き農集排6施設の最適整備構想計画を策定するための経費として800万円を、そのほか長期前受金戻入、消費税還付金などとなります。

続きまして、資本的収入及び支出です。支出から説明いたします。25ページ

をお開きください。資本的支出です。建設改良費は4億6,207万円で、業務の予定量で説明申し上げました各事業費及び事務費、人件費を管路整備費、雨水の管路整備費、処理場改良費として計上しています。また、26ページの企業債償還金は、前年度より2,499万円増の5億8,029万円を計上しています。

次に、収入です。24ページをお願いします。資本的収入は、建設改良事業に係る企業債や社会資本整備総合交付金の国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金を計上しています。また、一般会計からの繰り入れについては、資本費平準化債を借りてもなお不足する額を出資金で受け入れます。

その他の予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4から6ページが給与費明細書、7ページは債務負担に関する調書、8ページは令和元年度の予定損益計算書、9ページからは令和元年度末の予定貸借対照表、15ページからは令和2年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。第2条に定めた業務の予定量は、造成面積4万5,000平方メートル、4.5ヘクタールです。前年度において用地取得や関係法令の手続、詳細設計業務が完了いたしました。今年度の業務としましては、5月ごろに入札を実施し、工事に着手、年度内に造成工事を完成させる工程を計画しています。そして、令和3年度において、拡張した産業団地2区画3.1ヘクタールの分譲を予定しています。

議案第24号資料4ページに計画平面図を添付していますので、ご確認ください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。収入は工業団地造成事業収益1万円、支出は工業団地造成事業費用110万円を計上しています。

第4条は、資本的収入及び支出で、収入は、資本的収入5億6,000万円で、前年度に比べ1億780万円の増、支出は、資本的支出5億5,130万円で、前年度に比べ1億110万円の増としています。内容につきましては、後ほど説明いたします。

2ページをお願いします。第5条は、企業債の目的、限度額、償還の方法等を記載しています。

第6条は一時借入金の限度額、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容につきまして説明いたします。予算に関する説明書の1、2ページが実施計画になります。内容につきましては、16ページ以降の明細書で説明いたします。

まず、収益的収入及び支出です。16ページをお願いします。収入につきましては、雑収益1万円、支出は、一般管理費109万円などです。

17ページをお願いします。資本的収入及び支出です。収入では、この事業に係る造成工事費に充てるため、地域開発事業債2億5,000万円を、また、水道事業会計からの長期借り入れとして3億1,000万円を借り入れます。公営企業事業による地方債の借り入れを行い新規事業を開始する場合は、標準財政規模等から上限が定められています。そのため、不足分についてを水道事

業において定期預金で運用しています内部留保資金から借り入れするというものでございます。

18ページの支出です。造成工事費5億200万円は、本体の造成工事費で5億円、躯体工事費で200万円を計上しています。また、直接経費4,864万1,000円の主なものは、委託料では、兵庫県土地開発公社に委託する施工管理費や事務経費、工事完了後に実施する確定測量費や登記費用4,550万円、一般会計支出金では、併任職員の人件費負担分274万4,000円などを計上しています。また、建設利息では、借り入れの利息分を計上しています。

議案第24号資料では、それぞれの積算内訳を記載したものを添付していますので、ご参照ください。

予算に関するその他の説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4から6ページが給与費明細書、8ページは令和元年度の予定損益計算書、9ページからは令和元年度末の予定貸借対照表、13ページからは令和2年度末の予定貸借対照表をお示ししています。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。4議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第28 議案第25号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第28、議案第25号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第25号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案別紙をごらんください。町道廃止が3路線、認定については4路線となっております。

最初に、廃止する路線でございます。まず、4級町道540号線及び4級町道541号線についてご説明させていただきます。路線の位置等につきましては、議案資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

540号線についてでございます。起点は八千種字堂ノ下1194番1地先から、終点は八千種字堂ノ下1194番1地先までの43.74メートルでございます。

続きまして、541号線、起点は八千種字堂ノ下1189番1地先から、終点は八千種字堂ノ下1193番2地先までの134.69メートルとなっております。

どちらの路線も、ほ場整備により設置された後、4級町道として町道認定をされておりましたが、今回、地元区からの要望により、認定廃止を行うものでございます。

次に、4級町道827号線についてでございます。こちらは、七種川に架橋されておりました観音堂橋を撤去いたしましたことに伴いまして、827号線を一旦廃止した後、左岸側、起点側になりますが、こちらを827号線として、一方、右岸側、終点側になるんですが、こちらを新たに919号線として認定するものでございます。路線の位置等につきましては、議案資料2ページをご

らんいただきたいと思います。

まず、廃止となります８２７号線でございます。起点は福田字ヲコシヤスミ８６８番１地先から、終点は福田字ヒヘ田６７９番１地先までの６１６．８６メートルでございます。

次に、認定する路線でございます。まず、左岸側、４級町道８２７号線でございます。起点は福田字ヲコシヤスミ８６８番１地先から、終点、福田字トユノモト７３４番地先までの３１６．２３メートル、幅員につきましては２．２メートルから５．１メートルとなっております。

続きまして、右岸側、４級町道９１９号線でございます。起点は福田字観音堂７１４番地先から、終点は福田字ヒヘ田６７９番１地先までの２５８．４０メートル、幅員につきましては１．８メートルから３．８メートルとなっております。

続きまして、新たに認定する路線２路線でございます。４級町道９２０号線及び４級町道９２１号線となります。こちらの路線の位置等につきましては、議案資料の３ページをごらんください。

最初に、図面の左側、４級町道９２０号線でございます。起点は西田原字東市場１３８番２地先から、終点は西田原字西市場１４６番地先までの１２０．０６メートル、幅員につきましては２．４メートルから４．０メートルとなっております。

続きまして、図面の右側、４級町道９２１号線でございます。起点は西田原字クロ垣内３３１番１地先から、終点は西田原字クロ垣内３２８番１地先までの９３．４５メートルとなっております。幅員につきましては２．１メートルから２．６メートルとなっております。

どちらの路線につきましても、地元区より町道としての認定要望がございます。道路線認定等審査会を開催しました結果、その審議の中で、関係する住宅数、道路幅員などを鑑みた結果、４級町道として認定してもよいとなったものでございます。

以上、議案第２５号、福崎町道路線の廃止及び認定につきましても提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で本定例会２日目の日程は終わりました。

次の定例会３日目は、３月１２日木曜日、午前９時３０分から再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 ３時１６分